

山形広域環境事務組合請負工事検査規程

平成 27 年 4 月
山広環訓令第 4 号

山形広域環境事務組合請負工事検査規程については、山形市請負工事検査規程（昭和 43 年市訓令第 15 号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「この市」とあるのは、「この組合」と、「山形市事務代決及び専決に関する規程（昭和 34 年市訓令第 2 号）」とあるのは「山形広域環境事務組合代決及び専決に関する規程（昭和 56 年共衛訓令第 1 号）」と、「工事検査課長」とあるのは「事務局長」と、「工事検査課」とあるのは「事務局」と、「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市長」とあるのは「山形広域環境事務組合管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。